

総社市交通遺児援助横田基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡聰一

総社市条例第4号

### 総社市交通遺児援助横田基金条例の一部を改正する条例

総社市交通遺児援助横田基金条例（平成17年総社市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条とし、移動条号に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削り、移動後条に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>横田俊平氏からの寄附金を原資とし、</u>市内に住所を有する者で小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する交通遺児の福祉の増進を図るため、総社市交通遺児援助横田基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市内に住所を有する者で小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する交通遺児の福祉の増進を図るため、総社市交通遺児援助横田基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 横田俊平の寄附金 1,000万円</p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益</p>
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して次</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第5条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てる場合に限り、予算で定めた範囲内で処分することができる。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に<u>関し</u>必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>に掲げる経費に充てるものとする。</u></p> <p><u>(1) 交通遺児援助</u></p> <p><u>(2) 当該基金への繰入れ</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第5条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。